

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務
委託事業者選考審査会設置要綱

(設置)

第1条 リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務の委託先を選定するため、リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務委託事業者選考審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員計5人をもって組織する。また審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができるものとする。

(委員長の職務及び代理)

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の業務)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 審査会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 審査会の審査基準等は、別に定める。

(会議の非公開)

第5条 審査委員会の会議は、公開しない。

(事務局)

第6条 審査会の事務局を、新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、審査会の運営その他の必要事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日に施行し、委託契約締結の日に効力を失う。

別表（第2条関係）

区 分	氏 名	
委員長	有須田 遥華	
委員	武藤 慎一	
委員	飯島 正樹	
委員	栗田 研二	
委員	平賀 貴久子	